

別表第10（第6条関係）

給料表(1)級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	医師又は歯科医師の職務
2 級	高度の知識経験を必要とする業務を行う医師又は歯科医師の職務
3 級	特に高度の知識経験及び技術を必要とする業務を行う医師又は歯科医師の職務
4 級	医長の職務
5 級	診療科等に置く副部長又は副センター長の職務
6 級	1 診療科等に置く部長及び担当部長の職務 2 センター長の職務
7 級	1 十三市民病院長又は住之江診療所長の職務 2 副院長の職務 3 病院長補佐の職務 4 主任部長の職務 5 部長（診療科等に置くものを除く。）の職務
8 級	総合医療センター病院長の職務

※ 診療科等（地方独立行政法人大阪市民病院機構組織規程別表第1及び第2に規定する診療科及び部をいう。）

給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	保健師、助産師又は看護師の職務
2 級	高度の知識経験を必要とする業務を行う保健師、助産師又は看護師の職務
3 級	特に高度の知識経験を必要とする業務を行うとともに、担当係長等を補佐する主務の保健師、助産師又は看護師の職務
4 級	担当係長、主査の職務
5 級	副主幹、総括主査の職務
6 級	1 十三市民病院の部長の職務

	2 副部長の職務 3 センター長の職務 4 室長の職務 5 担当課長又は参事の職務 6 事務長の職務 7 顧問の職務 8 主幹の職務
7 級	1 副院長の職務 2 総合医療センターの部長の職務

給料表(3)級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	薬剤師の職務
2 級	高度の知識経験を必要とする業務を行う薬剤師の職務
3 級	特に高度の知識経験又は技術を必要とする業務を行うとともに、担当係長等を補佐する主務の薬剤師の職務
4 級	担当係長、主査の職務
5 級	副主幹、総括主査の職務
6 級	1 十三市民病院の部長の職務 2 副部長の職務 3 事務長の職務 4 顧問の職務 5 主幹の職務
7 級	総合医療センターの部長の職務

給料表(4)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	医療技術職員（管理栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、言語聴覚士、公認心理師、医学物理士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、歯科衛生士、ホスピタル・プレイ・スペシャリスト、チャイルド・ライフ・スペシャリスト、医療保育専門士、認定遺伝カウンセラーをいう。以下同じ。）の職務
2 級	高度の知識経験を必要とする業務を行う医療技術職員の職務
3 級	特に高度の知識経験又は技術を必要とする業務を行うとともに、担当係長等を補佐する主務の医療技術職員の職務
4 級	担当係長、主査の職務
5 級	副主幹、総括主査の職務
6 級	1 副部長の職務 2 事務長の職務 3 顧問の職務 4 主幹の職務
7 級	総合医療センターの部長の職務

給料表(5)級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	病院事務等の業務を行う職務
2 級	高度な専門知識又は経験を必要とする病院事務等の業務を行う職務
3 級	特に高度な専門知識又は経験を必要とする病院事務等の業務を行うとともに、担当係長を補佐する主務の職務
4 級	担当係長、主査の職務
5 級	課長代理、担当課長代理又は副参事の職務
6 級	1 課長、担当課長又は参事の職務 2 室長の職務 3 事務長の職務 4 主幹の職務
7 級	1 部長又は担当部長の職務 2 改革推進室長の職務

給料表(6)級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	1 定型的な業務を行う職務 2 高度な技能又は経験を必要とする業務を行う職務
2 級	1 現場における作業を監督する業務を担当する業務主任の職務 2 前号に準ずる主任の職務
3 級	1 部門ごとの作業の執行を管理する業務又は技能統括主任の業務を補佐する業務を担当する部門監理主任の職務 2 技能統括主任の職務 3 前2号に準ずる主任の職務

給料表(7)級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	医療アシスタントの業務を行う職務
2 級	高度な専門知識又は経験を必要とする医療アシスタント

	の業務を行う職務
3 級	特に高度な専門知識又は経験を必要とする医療アシスタントの業務を行うとともに、担当係長等を補佐する主務の職務

給料表(8)級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	一般的な業務を行う職務

給料表(9)級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行うとともに、担当係長を補佐する主務の職務
4 級	担当係長の職務
5 級	課長代理、担当課長代理又は副参事の職務
6 級	1 課長、担当課長又は参事の職務 2 事務長の職務 3 室長の職務
7 級	部長又は担当部長の職務
8 級	副本部長の職務

別表第11（第8条関係）

初任給基準表

適用を受ける給料表	職 種	学歴、免許等	職務の級	号 給
給料表(1)	医師	大学6卒	1 級	1 号給
	歯科医師	大学6卒	1 級	1 号給
給料表(2)	保健師		1 級	11 号給
	助産師		1 級	11 号給
	看護師		1 級	9 号給
給料表(3)	薬剤師		1 級	1 号給
給料表(4)	管理栄養士		1 級	5 号給

	診療放射線技師		1 級	5 号給
	理学療法士		1 級	5 号給
	作業療法士		1 級	5 号給
	臨床検査技師		1 級	5 号給
	臨床工学技士		1 級	5 号給
	視能訓練士		1 級	5 号給
	言語聴覚士		1 級	5 号給
	公認心理師		1 級	5 号給
	医学物理士		1 級	5 号給
	精神保健福祉士		1 級	5 号給
	社会福祉士		1 級	5 号給
	介護福祉士		1 級	5 号給
	歯科衛生士		1 級	5 号給
	ホスピタル・プレイ・スペ シャリスト		1 級	5 号給
	チャイルド・ライフ・スペ シャリスト		1 級	5 号給
	医療保育専門士		1 級	5 号給
	認定遺伝カウンセラー		1 級	5 号給
給料表 (5)	病院事務職員	大学卒	1 級	25 号給
		短大卒	1 級	17 号給
		高校卒	1 級	9 号給
	病院技術職員	大学卒	1 級	25 号給
		短大卒	1 級	17 号給
		高校卒	1 級	9 号給
給料表 (6)	技能職員		1 級	19 号給
給料表 (7)	医療アシスタント	大学卒	1 級	29 号給
		短大卒	1 級	21 号給
		高校卒	1 級	13 号給
		中学卒	1 級	1 号給
給料表 (8)	一般事務職員		1 級	33 号給
給料表 (9)	事務職員	大学卒	1 級	27 号給
		短大卒	1 級	19 号給
		高校卒	1 級	11 号給
	技術職員	大学卒	1 級	27 号給
		短大卒	1 級	19 号給
		高校卒	1 級	11 号給

備考 この表において、下記の表の左欄に掲げる用語の意義は、右欄に定めるところによる。ただし、理事長は、新たに職員となった者の学歴が下記に定める学歴に相当すると認めるとき又はその者が下記に定める学歴を有する者と同程度の者を対象とする試験区分の採用試験を経て採用されたときは、その者をそれぞれ下記に定める学歴を有する者とみなすことができる。

学歴免許等の区分	学歴免許等の資格
大学6卒	学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
大学卒	学校教育法による4年制の大学の卒業 国立看護大学校の卒業 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
短大卒	学校教育法による2年制又は3年制の短期大学の卒業 学校教育法による高等専門学校卒業 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の養成施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程（同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
高校卒	学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
中学卒	学校教育法による中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

別表第12（第15条関係）

管理職手当適用区分表

職	区 分	月 額	
		再雇用職員 等以外	再雇用職員 等
総合医療センター病院長、副本部長	1 種	136,000 円	102,000 円
総務部長、医事企画部長、改革推進室長、事務部長、十三市民病院長及び住之江診療所長	2 種甲	111,000 円	84,000 円
主任部長、担当部長（診療科等に置くものを除く。）、副院長、総合医療センター病院長補佐、看護部長、薬剤部長、医療技術部長及び2 種甲でない部長	2 種乙	91,000 円	67,000 円
課長のうち理事長が定めるもの	3 種甲	82,000 円	58,000 円
3 種甲でない課長、室長、担当課長、センター長、診療科等に置く部長及び担当部長、副部長、事務長、顧問及び参事	3 種乙	75,000 円	55,000 円
主幹	3 種丙	65,000 円	48,000 円
課長代理、担当課長代理、副参事及び副主幹（いずれも別表第 1 又は別表第 9 の規定の適用を受ける者を除く。）	4 種	55,000 円	41,000 円